

令和7年度第4回門真市空家等対策協議会議事録

日時：令和8年3月19日（木）15時00分から16時00分まで

場所：門真市役所別館3階第3会議室

出席者：

（門真市空家等対策協議会）10名中8名出席

宮本市長、下村会長、佐久間会長代理、寺西委員、新田委員、松本委員、大西委員、長谷川委員

（事務局）13名

菊川副市長

まちづくり部 良部長、高田次長、高岡次長

都市政策課 白川課長、辻井参事、内海課長補佐、吉田主査、番匠係員、中渡瀬係員

建築指導課 長谷川課長、伊丹課長補佐

環境政策課 西谷課長補佐

傍聴者1名

議題案件：門真市空家等対策計画の改訂について

報告案件：空家等管理活用支援法人指定検討に係る状況報告・他自治体における空き家対策の取組み事例について

司会	<p>お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第4回門真市空家等対策協議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は本日の司会を務めさせていただきます、都市政策課の番匠でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>まず開催に先立ちまして、議事録の作成上、会議内容を録音させていただきますので、ご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日の出席者は、8名で、市長及び委員計10名のうち半数以上のご出席をいただいておりますので、門真市空家等対策協議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>委員の皆様につきましては、お手元の座席表及び委員名簿記</p>
----	---

	<p>載のとおりとさせていただきます、ご紹介については省略させていただきます。</p> <p>なお、大阪府建築士会の巽委員、ひなた法律事務所の中井委員でございますが、本日、欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>また、事務局の紹介につきましては、座席表記載のとおりとし、省略させていただきます。</p> <p>次に本日の会議の傍聴についてですが、本日は傍聴者が1名おられますのでその旨ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いいたします。資料は、本日の議事次第、座席表、資料1前回協議会の意見と対応方針について、資料2パブリックコメントの実施結果について、資料3空家等管理活用支援法人指定検討に係る状況報告・他自治体における空き家対策の取組み事例について、参考資料1門真市空家等対策協議会委員名簿、参考資料2門真市空家等対策協議会条例、参考資料3門真市空家等対策協議会運営要綱、参考資料4門真市空家等対策計画案本編、参考資料5門真市空家等対策計画案概要版、以上でございます。揃っておりますでしょうか。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきたいと思いますのでおそれいりますが、下村会長に進行をお願いいたします。会長、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日も皆様から忌憚のないご意見を頂戴いただくとともに、円滑な会議進行にご協力いただければと思います。</p> <p>今回は議題が1件、報告案件が1件ございます。まず、門真市空家等対策計画の改訂について、議題1前回協議会の意見と対応方針について、議題2パブリックコメントの実施結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>都市政策課の内海と申します。</p> <p>議題1「前回協議会の意見と対応方針について」ご説明します。着座にて失礼いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。まず、アンケート調査における所有者情報につきましては、課税情報の提供や、空き家の指導を行う部局の持つ情報の利用についてのご意見がありました。こ</p>

れに対し、本市では課税情報は緊急的な措置を講ずるべき時にしか利用できないことから、計画見直しに向けて、他部局が取得した情報の取扱について検討することとしております。

次に、2ページをご覧ください。空き家の状況につきまして、危険な空き家について除却や指導の状況を調べて欲しいとのご意見に対し、次年度以降の協議会にて進捗状況を報告し、具体的な対応に関するご意見をいただき、個別に対応することとしております。また、特定空家等の有無と、危険な密集市街地にあるD判定の空家等に関するご質問につきましては、現在、本市で特定空家等と判定している空家等はなく、引き続き啓発や指導に努めてまいります。

次に、3ページをご覧ください。施策検討につきまして、支援法人は有資格者が所属する団体が指定されるのか、というご質問につきましては、他市の事例を参考に、現在、弁護士や宅建士などの有資格者で構成される団体を指定要件として検討しております。また、管理不全のまま残っている理由に関するご質問につきましては、D判定の空き家等は15件あり、所有者不明等で連絡が取れないものや、長屋のため単独での土地利用が難しいものがございます。また、所有者が判明している空き家等については、居住を予定する方や維持管理で対応される方のほか、体調不良ですぐに対応ができない方がおられます。施策の検討にあたりましては、情報提供を行う部局の意見を踏まえて、今後も引き続き対応について検討することとしております。

次に、4ページをご覧ください。都市計画マスタープランの改訂に伴い、空き家対策を検討する必要があるのか、というご質問につきましては、令和7年に北島地域の一部を市街化区域に編入していますが、住居が少ない地域であることから、影響は少ないと考えております。また、計画の概要版における文章表現について、地域別の件数が管理不全と判定された件数に認識される可能性があることや、「著しく北部が多い」という表現に関するご意見に対し、意見を反映し、修正いたしました。詳細は、次のページをご覧ください。

次に、5ページをご覧ください。修正対応として、「管理不全と判定された空き家件数」と「地域別の空き家件数」の表記の順番を入れ替え、「地域別の空き家件数」については「問題なし(A判定)」の件数を含めて表記しております。また、密集市街

<p>会長</p>	<p>地における空き家件数について、「多く確認されている」という表現を削除しております。</p> <p>次に、6ページをご覧ください。空き家対策の担当課について、担当課を見直した方がいいのではないかとのご意見に対し、引き続き関係部署と連携・情報共有を図り対応することとしております。また、管理不全空家等及び特定空家等の判断基準の点数化について、採点者により差が出た場合の対応につきましては、具体的な点数の付け方や運用について、今後検討することとしております。</p> <p>次に、7ページをご覧ください。ご意見の内容以外に、事務局で計画の修正を行った内容についてご説明いたします。まず、「建物等」と「建築物等」の表記につきましては、アンケート調査結果や要綱に係る箇所は除き、「建築物等」に統一いたしました。また、密集市街地の範囲を表す枠線について、可視性を高めるため、太さを太くし、色を黄色からオレンジ色に変更いたしました。</p> <p>次に、8ページをご覧ください。管理不全空家等及び特定空家等への対応フローの図のうち、第9条第2項の項目について、法改正の内容に合わせ、報告徴収の内容を追記いたしました。計画案の内容は、ご意見の反映も含めて、前回協議会から大きな変更はございません。議題1の説明は以上となります。</p> <p>続いて、議題2「パブリックコメントの実施結果について」をご説明します。資料2をご覧ください。</p> <p>1ページ目をご覧ください。門真市空家等対策計画の素案につきまして、1月19日から2月16日までの期間で、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、意見提出件数は、0件でありました。このため、前回協議会でお示しした計画案から大きな変更はございません。</p> <p>議題2の説明は、以上となります。</p> <p>前回協議会の意見と対応方針について、ご説明いただきました。パブコメでは意見がなかったという報告でございます。何かお気づきの点、もしくはご質問がございましたら、お願いしたいと思います。</p> <p>前回の協議会でご質問いただいた委員の方々は、ご自身で質問された件に関する対応方針がこれで良いのかというチェック</p>
-----------	---

事務局	<p>と、ほかの委員の方が質問された件に関する質問等がございましたらお願いしたいと思います。大きく内容が変わったところはないとは思いますが、順番を入れ替えたというような報告がございましたので、多少スタイルが変わってくると思います。いかがでしょうか。</p> <p>ご意見がないようですので、前回の協議会における質問意見に対する対応については、了承するというようにさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、議事案件は終了させていただき、報告案件に入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、報告事項として「空家等管理活用支援法人指定検討に係る状況報告・他自治体における空き家対策の取組み事例について」をご説明いたします。資料3をご覧ください。</p> <p>1ページをご覧ください。まず、空家等管理活用支援法人指定検討に係る状況報告についてです。令和8年1月末時点において、全国で103の自治体が支援法人を指定しており、のべ179団体が指定されています。また、大阪府内では、堺市、柏原市のほか、新たに池田市が、今年の1月に、3団体を指定しています。</p> <p>次に、2ページをご覧ください。こちらは、第2回協議会時にお示しした、本市の指定の方針案となっております。その際に、大阪住まい活性化フォーラムが主催する、マッチング事業説明会へ参加する旨説明させていただいておりました。今回、その内容についてご報告させていただきます。</p> <p>3ページをご覧ください。まず、11月に支援法人候補団体による事業説明会に参加し、8団体から説明を受けました。その後、1月に行われた、個別相談会に参加し、本市が現在検討している指定要件におおむね適合しそうな2団体と、個別相談を行いました。</p> <p>次に、4ページをご覧ください。事業説明会で説明を受けた8団体をお示ししております。このうち5団体は大阪府内の市町村で、支援法人として指定されております。</p> <p>次に、5ページをご覧ください。8団体の説明から、実施できる業務内容例をお示ししています。特に、③のワンストップ相談窓口の設置は、本市が支援法人に求める業務内容のうち、</p>
-----	---

複数サービス等の一括提供に該当します。

次に、6ページをご覧ください。各団体における、構成員をお示ししています。各団体で構成員の内容は様々ですが、本市の指定の要件案としている、弁護士、司法書士、宅地建物取引士、建築士については、多くの団体で構成員となっております。

次に、7ページをご覧ください。その他、具体的な事業内容について聴き取った内容をお示ししております。まず、費用負担について、空き家所有者の負担については、相談や専門家紹介までは無料であり、調査や専門業務が発生する場合は有料となります。市区町村の費用負担については、相談窓口の設置は基本的には無料であり、空き家の見回りや、セミナー講師の派遣などは有料となる場合があるようです。また、空き家の相続手続きや耐震改修など、各団体によって強みとしている業務サービスがある印象でした。なお、支援法人の指定を受けなくとも、連携協定等で業務の実施が可能とのことでした。

次に、8ページをご覧ください。続いて、個別相談会で2団体から聴き取りを行った内容をお示ししております。まず、1団体目は、一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会です。こちらは、堺市が支援法人として指定しています。業務内容としては、複数サービスを一括提供できる相談窓口を無料で設置が可能であり、他自治体でも同様に実施しています。基本的には、相談窓口や通報への対応であり、隣家から通報があった場合などには、所有者調査や隣地空き家取得など、自身でできる対応について、案内を行っています。相談会やセミナーについては無料で実施が可能であり、納税通知書にセミナーの案内を同封するなど、地方在住の所有者を対象とした空き家対策も可能とのことでした。また、本市が現在協定を締結している宅建協会及び全日協会とのマッチング制度との住み分けについては、宅建協会・全日協会との協議・調整をする場が必要とのことでした。

次に、9ページをご覧ください。2団体目のNPO法人空き家相談センターです。業務内容としては、複数サービスを一括提供できる相談窓口は、無料で設置が可能です。他自治体では、月に1回の相談窓口ブースの設置や、役所窓口に団体から派遣した相談員が常勤した形で窓口を常設している事例もありま

す。本市が実施しているマッチング制度との住み分けは可能と考えているようで、他自治体では、定期的に市と協会、空き家相談センターが協議し、必要に応じてどこが請け負うかを相談しているとのこと。また、支援法人に指定された実績はないが、支援法人と連携協定で特に業務内容に差は生じないとのこと。そのほか、実際に門真市内で空き家活用に取り組んだ実績があるとのことでしたので、後日、現地に視察に行き、ご担当者様にお話をお伺いしました。

10 ページをご覧ください。空き家相談センターの本市における空き家活用事例についてご紹介いたします。活用された空き家は、門真市岸和田3丁目に所在する連棟長屋で、そのうち2棟分を改修し、防災拠点型コミュニティスペース「かどっこ広場」として令和7年10月に完成しております。

次に、11 ページをご覧ください。こちらは改修前の様子です。DIYイベントの開催などを経て、改修されております。

次に、12 ページをご覧ください。こちらが改修後の様子です。1階は、コミュニティスペースのほか、防災拠点となる耐震シェルタースペースを整備しています。2階は、地域事業者のためのテナントスペースとして活用されています。

次に、13 ページをご覧ください。1階のコミュニティスペースでは、「宿題カフェ」として小学生への学習支援や、シニア世代向けスマホ講座など、様々なイベントを実施しており、コミュニティの場として活用されております。

次に、14 ページをご覧ください。NPO法人空き家相談センターに所属し、かどっこ広場を運営する「TOKIMO（トキモ）合同会社」のご担当者様からの聞き取り内容をお示ししています。活用のきっかけは、市内全域の空き家と思われる物件に活用についてのチラシを投函したところ、空き家所有者から連絡があり今回の事業に繋がったとのこと。立地上、住宅としての活用は難しいと判断し、コミュニティ機能や防災機能を備えた施設であれば有効的に活用できると考えたようです。今後の意向としては、当該地で本事業が成功すれば、モデルケースとして各地で展開し、活用事例が増えれば、空き家相談センターを通じた相談も増えてくると考えているとのこと。

次に、15 ページをご覧ください。ここからは、他自治体における空き家対策の取り組み事例についてご紹介いたします。まず、

寝屋川市と京都市で予定されている、空き家税の導入についてです。空き家税とは、空き家に対して法定外普通税を徴収するものです。課税対象は、寝屋川市は市全域の一定期間の居住実態がない住宅、京都市は市街化区域内の居住者がいない住宅としています。税率については、寝屋川市は土地・家屋の固定資産税に対し、30～50%としています。京都市は、家屋については、固定資産税評価額に対し0.7%、土地については、平米あたりの固定資産税評価額に延べ床面積を乗じた額に対し0.15～0.6%とする予定で、固定資産税の半額程度となる場合が多くなる見込みのようです。開始予定時期は記載のとおりとなっております。

次に、16ページをご覧ください。大阪府で実施している、地域まちづくり型の空家利活用改修補助制度についてです。主に、子ども食堂や高齢者サロンなど、地域まちづくりに資する改修工事に対して、補助を行っており、申請できるのは非営利団体となっております。補助要件としては、戸建て又は長屋建てであり、賃貸用または売却用として流通していない、3か月以上空き家となっている物件です。補助内容としては、改修工事費用を補助率1/2としており、300万円を上限としています。なお、耐震診断や耐震改修費用も補助に含まれています。

次に、17ページをご覧ください。大阪市の当該補助制度を活用した事例です。生野区の「きたつランド」では、コロナ自宅療養者支援を行う団体の活動拠点のほか、こどもたちの居場所として、学習支援の提供などを実施しています。この事例のように、地域まちづくりに資するような改修に対し支援することで、短期的に解決が難しい戸建て住宅や長屋住宅の一時的な活用を推進することができます。

次に、18ページをご覧ください。守口市の行政代執行の実施に関する事例です。今年2月に、特定空家等であると認められる建築物の解体工事に着手する旨、報道提供がありました。建物は、連棟長屋の2階建の一部で、状態としては、2階部分は所有者自身で撤去されていたものの、外壁が著しく剥落し、建築物崩壊のおそれがありました。

次に、19ページをご覧ください。当該空き家の行政代執行の実施に至るまでの経緯についてです。従来より法令に基づく改善の指導を行っておりましたが、令和6年1月に特定空家等に

<p>会長</p>	<p>認定されました。その後、指導や勧告、改善命令など特定空家等に対する措置を講じてきましたが、改善されなかったため、今年1月に戒告、2月に代執行令書による通知がなされました。代執行による解体工事は、3月4日から11日にかけておりましたが、代執行予定日前日に空き家所有者から「執行停止申立書」が提出されたため、一時的に執行が延期されております。なお、改善がみられない場合は、後日、日時調整の上、行政代執行を実施するとのことです。</p> <p>本市におきましても、これらの事例等も参考に引き続き空家等対策に取り組んでまいります。</p> <p>支援団体のお話、それから空き家税、補助制度、行政代執行の大きく4項目についての内容をご説明いただきました。</p> <p>今後の空家等対策は、今回新たに見直しをかけた計画に基づきながら実施していくこととなります。何かご質問、ご意見ございましたらよろしく願いたします。</p>
<p>委員</p>	<p>一点だけ確認したいことがあります。空家等管理活用支援法人の指定についてお話がありましたが、まだ全国的にも活用が少ない状況です。現在は既存の施策で空き家対策を実施しているという状況だと思いますが、門真市として将来的に法人指定を考えているのかをお伺いしたいと思います</p>
<p>事務局</p>	<p>今後も引き続き個別相談会などを通じて、支援法人に繋がる団体からの聞き取りを継続していきます。まず、支援法人を指定した場合と、現在の連携協定におけるメリットとデメリットを整理し、その中で、他市町村の指定状況の動きや事例を参考にして、今後の空家協議会のご意見を踏まえながら、方向性について検討させていただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>最近では、空家法に基づく空家等対策計画の策定から5年程度の経過状況を確認し、管理不全空家等に対する判断も密になってきていると思います。一方で、活用も求められています。今回説明がありましたように、法人を指定するか否かという大きな括りがあります。それ以外に、もし法人を指定するのであれば、指定の判断基準の妥当性についても市民等に公開する必</p>

事務局	<p>要があると思います。指定については検討中という報告ではありましたが、もし法人指定するのであれば、来年度にするのか、もしくは予算要求も踏まえて、その次の年にするのか、タイムスケジュールはいかがですか。まだ、法人を指定するか決めていない段階で質問するのは早すぎるようにも思いますが、事務局で言える範囲で結構ですので、どんなタイムスケジュールを考えておられますか。</p> <p>具体的なスケジュールは想定していませんが、支援法人になりうる団体とのヒアリングを続けていながら、検討を深めていきたいと思っています。</p>
会長	<p>先ほどご説明がありましたように、調査の進捗状況や導入に関する意見の聴取をこの協議会で行うということですか。</p>
事務局	<p>引き続き、来年度もこの協議会の場を通じて、進捗状況の報告をさせていただきながら、方向性を決めていければと思っています。</p>
会長	<p>空き家税の導入について、所有者に対する課税のみならず、森林税であれば市民一律に課税するという税制度もあります。今回はそうではなく、所有者の方へ課税する税制度です。この協議会で意見は言えるかと思いますが、最終決定というのは、市長、もしくは企画担当部局の範囲になってくるかと思っています。そのあたりの妥当性についても、またご紹介いただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>引き続き、他市の事例等の情報収集に努め、協議会で事例紹介、ご意見をいただきながら進められたらと思います。</p>
委員	<p>支援法人と連携協定を結んでいる団体との差は何ですか。支援法人でなくとも実施可能とのことですが、何が違うのですか。</p>
事務局	<p>現在、宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会と連携協定を結んでおりますが、支援法人になりうる団体からヒアリングしたところ、支援法人の指定がなくても、対応可能であるとい</p>

委員	<p>うことでした。</p> <p>なお、支援法人に指定されると、国からの補助金が入ります。</p> <p>それは門真市にですか。</p>
事務局	<p>直接その支援法人に入ります。その裏負担として、市の負担も発生することになります。</p>
会長	<p>連携協定を結んでいる協会との住み分けについて、他市町村では、どのような方法で住み分けておられるのかは、もう少し深く調べていただく必要があるようには思います。</p>
事務局	<p>ヒアリング等を通して整理していきたいと思っています。</p>
会長	<p>ヒアリングをかけられると、法人指定を希望されている団体は、過去の実績の紹介をされるかと思います。例えば、複数行政から指定されている団体を指定すると、受け皿としての法人がどれぐらいの組織に膨らむのか、人手も含めた組織体制として大丈夫かなどは推測が難しい点でもあります。例えば、組織のトップの方は兼任されるのかなど経営状態についても気になります。取組みが増えるほど、よく頑張っておられる法人に見えてしまいますが、一方で、きっちりやっていただけるかの確認も必要になると思います。協議会で意見を言える場面があれば、その辺りの情報を詳細に詰める必要があると思います。他市町村では、法人指定を所管課のみで決めているのか、一定の評価基準を作って選定委員会などを設けているのか、この協議会の中で意見調整して進めるのか、判断基準と同時に決定するプロセスも考えていく必要があると思います。</p>
会長代理	<p>報告をお聞きした限りですが、連携協定と支援法人の指定にそんなに差がないのであれば、無理して指定しなくても良いと思いました。補助が入る可能性があるのであれば、どのような補助で、どのような形で活動の範囲が広がりうるのかを、お聞きできればと思います。また、積極的に支援法人と連携して、周知活動などが展開できれば検討に値すると思いますが、今日の報告の限りですと、やはり無理して指定しなくても良いのか</p>

事務局	<p>など思いましたので、補助の状況などを教えていただければと思います。</p> <p>補助については、支援法人が実施する業務の中で、空き家の管理活用に係る事業、調査研究事業、管理活用を図るために必要な事業の委託に対して、国費が充当できるということになっております。</p>
会長代理	<p>その委託は、市から調査を依頼する形での委託に対して、国費が使えるということでしょうか。</p>
事務局	<p>ご認識のとおりです。</p>
会長代理	<p>あとは、どのような調査や管理活用業務が想定しうるかで、実際に実施する必要があるのかという検討になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>1法人あたり年度当たり500万円が上限とされており、通算3か年度まで可能という内容になっております。</p>
会長	<p>先ほど事務局からありましたように、次年度に向けて、法人指定のメリットとデメリットを整理するというお話がありました。会長代理からもおっしゃっていただいたように、補助金の用途や市民サービスの向上、予算削減に繋がっていくかなどを、大きな枠組みの中で、何ができて何ができないかの整理が必要だと感じました。その辺りの整理をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>本市における空き家の状況を、皆様とデータで共有させていただきながら、部分修正ではありますが、空き家に対する新たな計画を策定することができております。現在の門真市の現状を踏まえて、委員の皆様が感じておられる、計画を活かしていくためのアドバイスやご意見があれば、本日頂戴できたらと思ひております。</p> <p>都市計画マスタープランの準工業地域に変わったところは、居住する住宅が少なくおおよそ影響はなかったというようにご説明いただきました。駅前再整備が起こる中で、その周辺の空</p>

<p>会長代理</p>	<p>き家をどうしていくのかということも、今後の課題になってくると思っております。見直しをかけた新たなプランも出てきております。今年度最終の協議会になるかと思っておりますので、ご感想をいただければと思います。</p> <p>今年度としては、計画の改訂ができたことと、支援法人は引き続き検討していただくことで理解しました。今後も引き続き取組みを実施していただくことがベースだと思いますが、来年度の実施や方針などをお話いただけると、私達も次回に向けてどのようなことを考えていけばよいかという、宿題をいただいて帰れるかなと思っておりますので、お考えをお聞かせいただけたらと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>法改正に合わせて、管理不全空家等の事務処理要領を庁内関係課で検討しているところですので、その運用などを次回の協議会でお示しができると思っております。また、引き続き支援法人のヒアリング結果や、空き家の実態調査については手法の検討も含め、5年間の計画期間内で実施していきたいと考えており、協議会で進捗報告等ができればと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>老朽化した空き家に対する安全面に係る対処の方法について、管理不全空家ということで枠組みを作っていて、しっかり対処していくということは、改訂する計画に明記できたかなと思っております。</p> <p>一方で、支援法人の指定に関してもそうですが、それのみならず、いかに今後古い空き家をリノベして、どう活用していくかについても考えていく必要があるというのを、この協議会の中で発言させていただいた次第です。再開発で駅前が再生される中で、いかに空き家を活用していくかの手立ても、可能な限り、所管課のみならず子育て環境や地域活性化なども踏まえながら、空き家の有効活用を念頭に置いていただきながら、活用に向けてもトライしていただけたらと願っております。</p>
<p>委員</p>	<p>立場上、市民の方から入ってくる話では、木が伸びて枯葉が飛んできて自分たちが掃除している、というような適正管理の話が一番多いです。できればそういう部分で、打てる手があれば</p>

<p>会長</p>	<p>ば良いかなと思います。ほかにも、屋根が崩れて瓦や外壁などが道路に出ているというのも聞きます。指導だけではなくて、何か手立てが打てればいいのではないかなという気はします。</p> <p>制度的に手助けをするボランティアなどの組織体制は、現時点ではないと思います。自治会のような任意の団体など、そのあたりに委ねていくということもあるかもしれません。</p> <p>地域サービス活動については、地元のコミュニティ団体や公園の愛護会、自治会に対して、年間2万円で掃除を2回やっていただいたりとか、都市公園や児童遊園の管理を地域に委ねていたりする市町も出てきております。地元で補助金を出せるのかどうかは置いておいて、地域で枯葉の掃除をしてくださという契約で進めていくような都市公園もありますので、地域の安全性と快適性確保のために、事務局の方でご検討いただけたらと思います。制度化して予算を付けるのは難しいと思いますが、ご意見としてしっかりと書き留めていただけたらと思います。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。これ以上ご意見等ないようでございますので、本日本日予定しておりました、議事案件並びに報告案件につきましては以上でございます。</p> <p>今年度も皆様からご意見を頂戴し、計画の見直しを完了することができました。ご協力感謝いたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、ほかに事務局から連絡等がありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まちづくり部長の良でございます。</p> <p>今年度につきましては、門真市空家等対策計画の改訂にあたり、お忙しい中計4回にわたり協議会でご審議賜りましたこと誠にありがとうございます。また、計画案を取りまとめることができましたこと、改めて事務局一同、お礼申し上げます。計画につきましては、庁内での必要な手続きを進め、3月末までに策定する予定としております。</p> <p>計画冊子の調製が整いましたら、委員の皆様にお渡しする予定としておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>来年度からは、改訂した計画に基づき、また、協議会等でのご意見を踏まえながら空き家対策に取り組んでまいりたいと思</p>

会長	<p>いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。 本日は誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、これもちまして、令和7年度第4回門真市空家 等対策協議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。</p>
----	--